

第12回糸満市総合教育会議

令和4年2月18日（金） 18時～

全員協議会室

次 第

1 開 会

2 協議事項 (1)令和4年度糸満市行政組織について

3 閉 会

糸満市総合教育会議 構成員名簿

氏 名	職 名	備 考
とうめ しんえい 當 銘 真 栄	市 長	
こうち まさゆき 幸 地 政 行	教 育 長	
なが みね みか 長 嶺 美 香	教 育 委 員	
よなみね まさひろ 与那嶺 政 裕	教 育 委 員	
やましろ やすこ 山 城 安 子	教 育 委 員	
たましろ よしかず 玉 城 義 一	教 育 委 員	

糸満市総合教育会議 説明資料

- 令和4年度糸満市行政組織について
- 教育委員会の組織 ①
- 教育委員会の組織 ②
- 組織の見直しによる例規の影響（条例）
- 組織の見直しによる例規の影響（その他の例規）

令和4年度糸満市行政組織機構

令和3年度糸満市機構改革検討委員会での検討結果を踏まえ、令和4年1月6日に「令和4年度糸満市行政機構の見直し」を決定（別紙1）

主な変更点

企画開発部（企画部に名称変更）

- ① 情報政策課を設置（自治体DXに対応）
- ② 秘書防災課を設置

福祉部

- ① 障害福祉課を設置（障害福祉に対応）

経済部

- ① 観光・スポーツ振興課の移管

こども未来部（新たな部を設置）

- ① こども未来課、保育こども園課を移管
（こども政策の一元化を推進）

教育委員会

- ① 教育部を設置（総務部と指導部を統合）
- ② 次長を配置（学校教育全般を対応）※
- ③ 社会体育課の廃止（市長部局への統合）
- ④ 中央図書館の館長職を非常勤へ移行

① 教育部を設置（総務部と指導部を統合）

- 指揮命令系統の一元化
- こども政策に対応するため、市長部局に「こども未来部」を設置
- 就学前のこどもとの連携をより強化

② 次長を配置（※参事監→部長級特定職の配置を再検討）

- 教育長のサポート及び学校教育を統括配置
 - 小中学校は県内他市と比べても施設数も多く、学校教育を統括する職務は引き続き重要

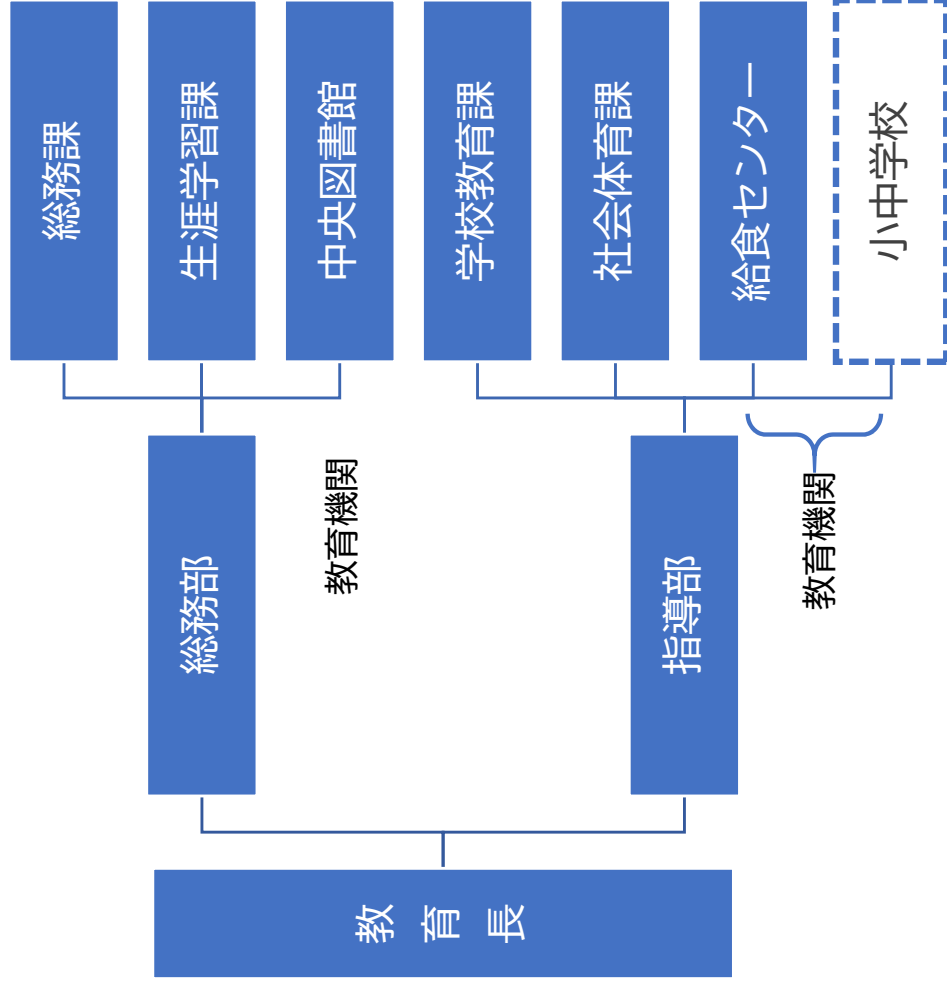
③ 社会体育課の廃止

- スポーツに関する業務を市長部局に移管
 - これまで市民スポーツやアマチュアスポーツは教育委員会、プロスポーツは市長部局と区別されていたが観光・スポーツ振興課ですべてを所管

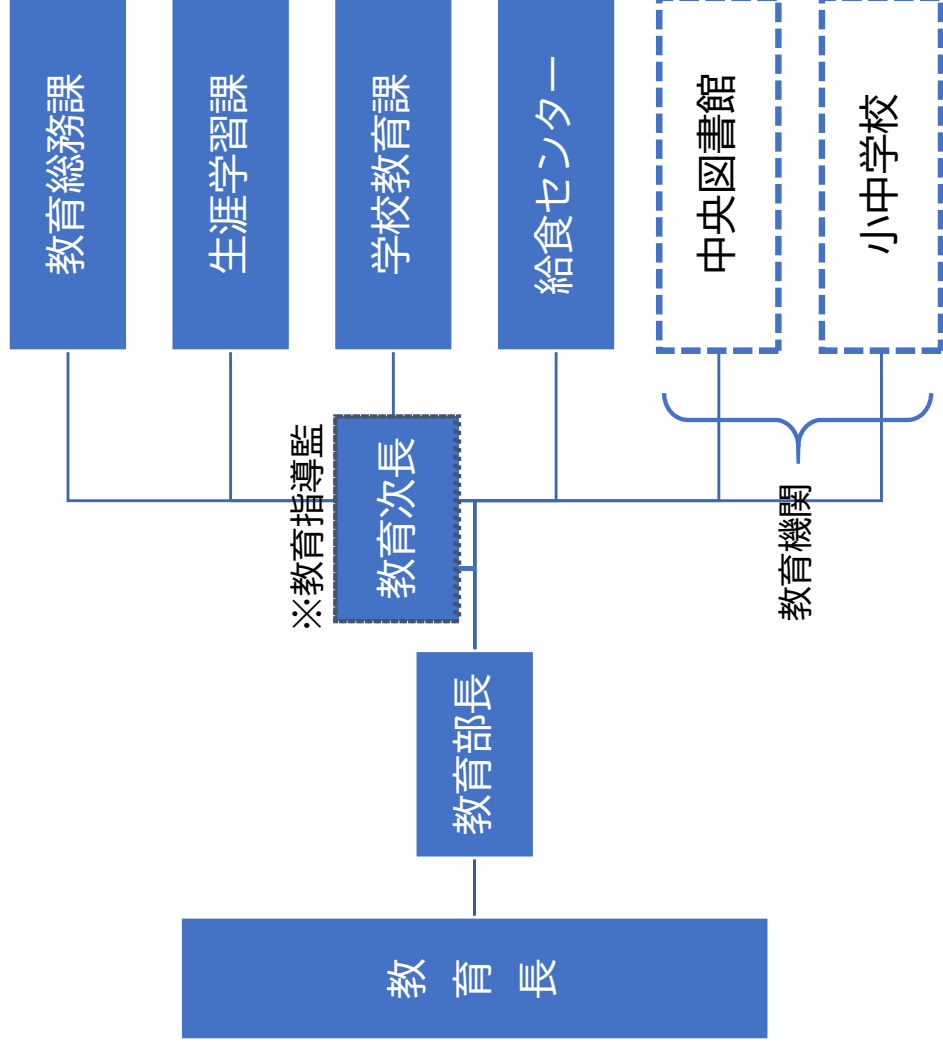
④ 中央図書館の館長職を非常勤へ

- 社会教育に精通した人材を配置

令和3年度



令和4年度



スポーツに関する特例条例

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、スポーツに関する事務の所管は教育委員会



同法第23条により、次の条例を制定することにより、事務移管が可能（特例条例の制定）

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（別紙2）

特例条例の影響により改正が必要な条例の検討

社会体育課は3本の条例を所管

- a) 糸満市スポーツ推進審議会条例
 - b) 糸満市屋外運動場条例
 - c) 糸満市児童体育施設条例
- ※ b, cは市長から事務移管されている



- a) 糸満市スポーツ推進審議会条例（別紙3）
 - 「教育委員会」の名称があるため改正を要する。
 - 特例条例の附則に追加
- b) 糸満市屋外運動場条例（改正無し）
- c) 糸満市児童体育施設条例（改正無し）

教育委員会内で例規の改正が必要と思われるもの（例規システムに搭載されているものから抽出）

全体的なもの

- 糸満市教育委員会事務局組織規則
- 糸満市教育委員会公印規則
- 糸満市教育委員会事務専決規程
- 教育に関する事務の点検及び評価等の実施に関する要綱
- 糸満市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則

総務課

- 糸満市奨学生選考委員会規則
- 糸満市人材育成基金運用委員会設置要綱

生涯学習課

- 糸満市成人式典実行委員会設置要綱

中央図書館

- 糸満市立中央図書館新図書館システム導入事業選定委員会設置要綱

学校教育課

- 糸満市学校週五日制推進委員会設置要綱
- 糸満市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応要綱

社会体育課

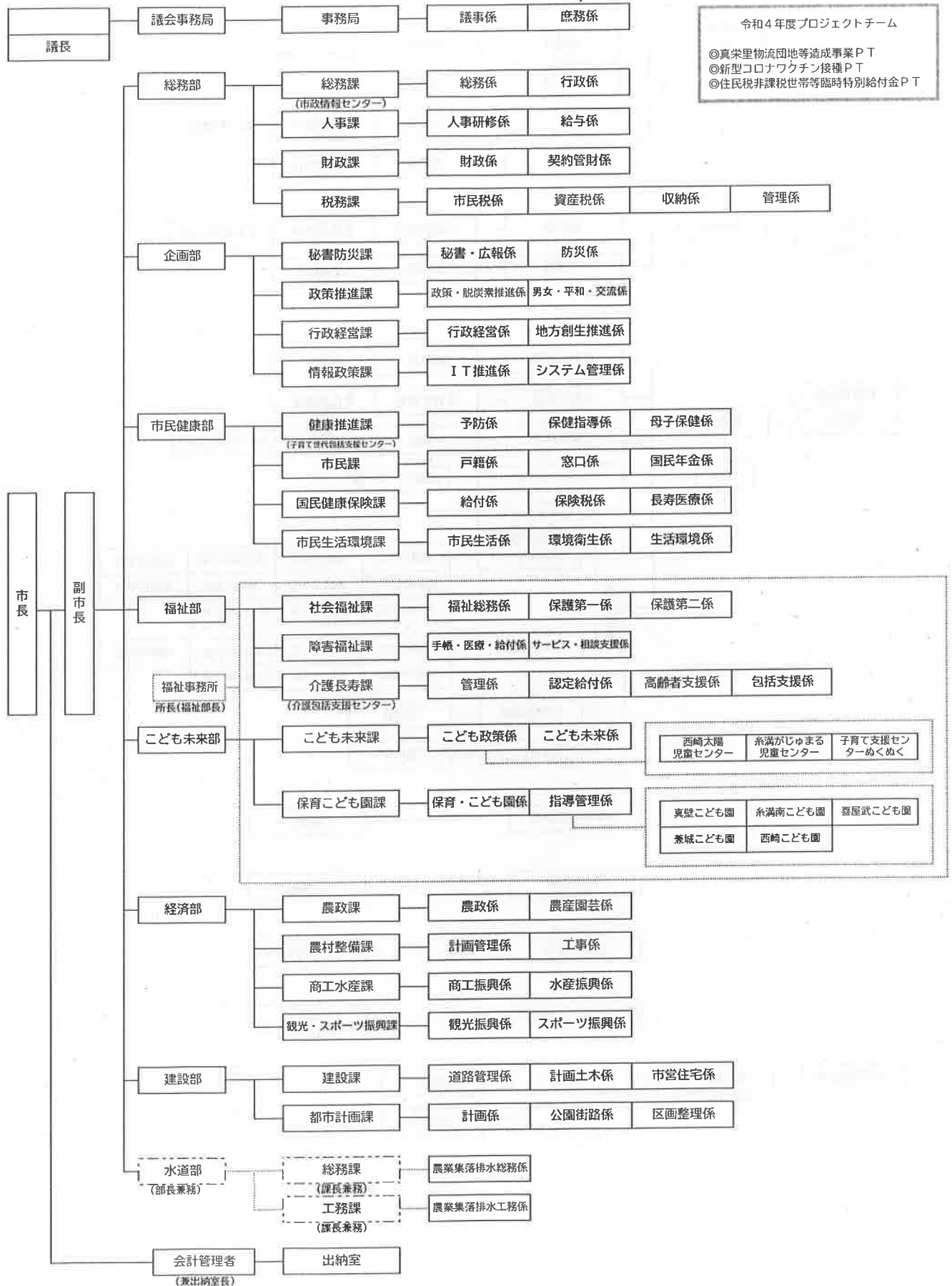
- 糸満市スポーツ推進審議会運営規則
- 糸満市教育委員会スポーツ推進委員に関する規則
- 糸満市体育協会等補助金交付要綱

給食センター

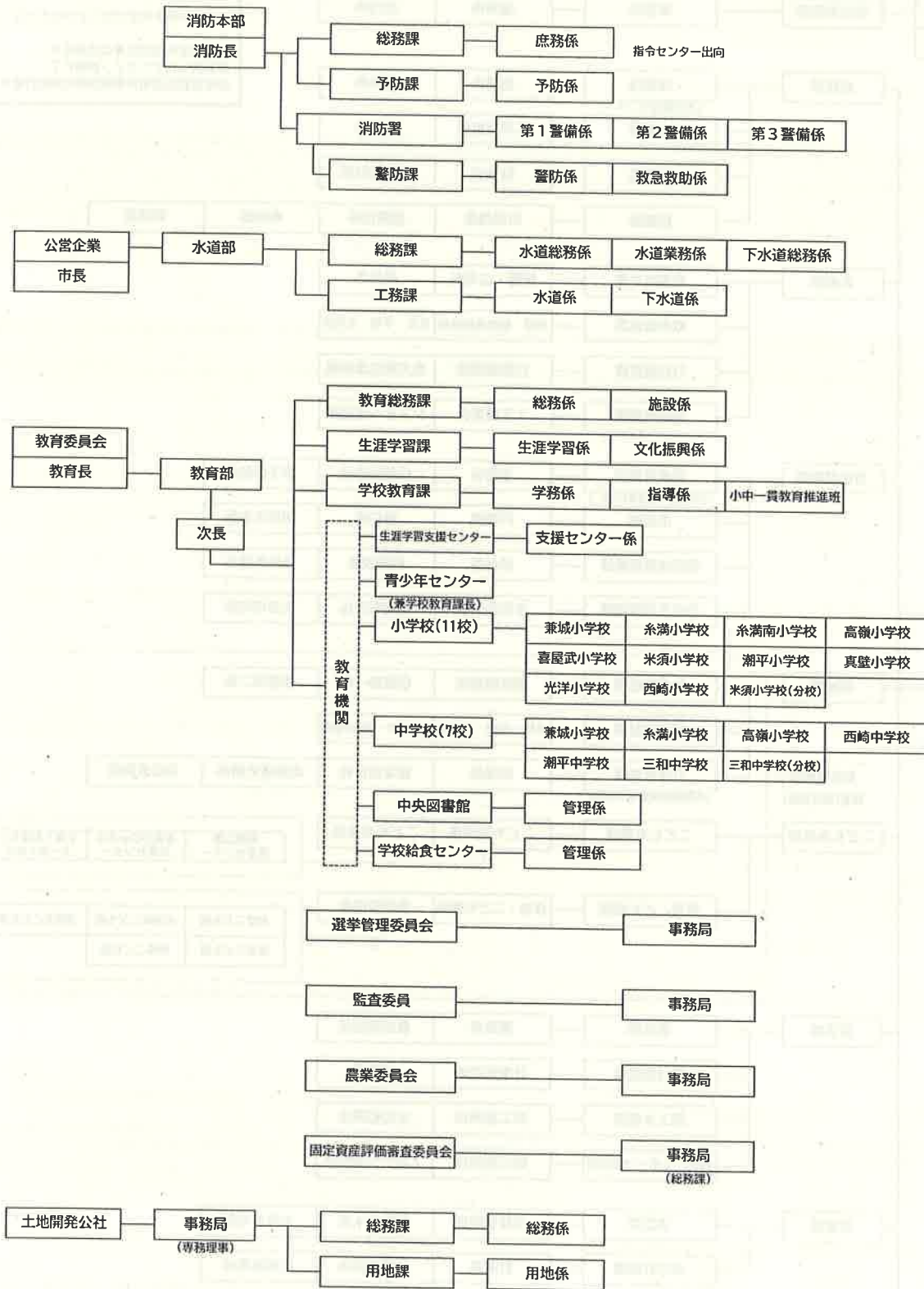
- 糸満市立学校給食センター運営委員会規則
- 糸満市立学校給食センター調理業務等委託業者選定委員会設置要綱

そのほかにも部課長
決裁の要領等の改正
も必要です。

糸満市行政機構図(令和4年度)



（関係機関）関係機関の概要



糸満市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例(案)

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務の職務権限の特例を定めるものとする。

(職務権限の特例)

第2条 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)は、市長が管理し、及び執行することとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際本則に掲げる事務に係る法令(以下「法令」という。)の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現にスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項の規定により教育委員会が定めたスポーツの振興に関する計画は、施行日に同項の規定により市長が定めたものとみなす。

(糸満市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

4 糸満市スポーツ推進審議会条例(平成24年糸満市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第3条第2項中「教育委員会が市長の意見を聴いて」を「市長が」に改める。

第5条中「教育委員会の」を削る。

(糸満市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に糸満市スポーツ推進審議会(スポーツ基本法第31条の規定により設置されたものをいう。以下同じ。)の委員に任命されている者は、施行日に第3条第2項の規定により糸満市スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。

6 前項の場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、糸満市スポーツ推進審議会条例第4条の規定にかかわらず、施行日におけるその者の糸満市スポーツ推進審議会条例の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

条例改正案の概要説明書

担当部署

総務部 人事課

1 例規の名称

糸満市職員定数条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の理由

教育委員会職員の市長部局への配置（5人）および国の情報政策に対応するための情報専門員配置（3人）により、職員の定数を変更する必要がある為、本条例の一部を改正する必要がある。

3 概要

第2条関係

種別	改正後	改正前
(1)〔略〕	〔略〕	〔略〕
(2)市長の事務部局の職員	323人	315人
(3)・(4)〔略〕	〔略〕	〔略〕
(5)教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員	46人	51人
(6)～(8)〔略〕	〔略〕	〔略〕
計	462人	459人

4 根拠法令・通知等

・特になし

5 施行期日

・令和4年4月1日

6 影響例規等

・特になし

- 【添付資料】
- (1) 制定文 or 改正文・新旧対象表
 - (2) 関係法令・通知等
 - (3) その他参考資料（参考にした自治体の例規など）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
 - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
 - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
 - 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
 - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
 - 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
 - 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

(平二六法七六・追加)

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、**条例の定めるところ**により、当該地方公共団体の**長が**、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)

二 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

三 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平一九法九七・追加、平二六法七六・旧第二十四条の二繰上・一部改正、平三〇法四二・令元法二六・一部改正)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。